

「ゼロカーボンミーティング in 南信州」企画・運営業務委託仕様書（案）

この仕様書は、南信州地域振興局（以下「委託者」という。）が実施する「ゼロカーボンミーティング in 南信州」を委託するに当たり、業務に必要な事項を定めるものであり、事業受託者（以下「受託者」という。）は本仕様書に基づき事業を実施するものとする。

1 事業実施の目的

本県では、2050年までに二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を実質ゼロとし、持続可能な脱炭素社会づくりを目標とする「ゼロカーボン戦略」を策定した。

2050年のゼロカーボン実現には、あらゆる主体と協働した取組が必要であり、事業者のみならず、住民一人ひとりがゼロカーボンに取組む意義や重要性等について理解を深めるとともに、ゼロカーボンへの取組を自分ごととし、日常生活においてそれぞれができることを積極的に実践し行動することが求められる。

本事業は、気候危機に立ち向かう県民の輪を拡大し、行動（共創）する県民が集い、つながり、ゼロカーボン社会の実現に向け、幅広い世代の住民、事業者、教育機関、行政などに対し、最新の知識や地域の特長・特性を活かした先進的な取組について学び、考える機会を提供し、行動（共創）することを一層拡大・深化させていくことを目的とする。

2 実施期間

契約日から令和7年12月26日

3 事業の実施場所

令和7年11月1日（土）、2日（日） エス・バード（飯田市座光寺3349-1）で開催予定の「南信州環境メッセ2025」（以下「メッセ」という。）のイベントとして、本事業は11月1日（土）に実施し、ホールメインステージのほか会議室等も有効活用する。

開催所要時間は、4時間程度として、場所や時間については、南信州地域振興局及び南信州環境メッセ2025実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議の上決定する。

4 事業の実施体制

民間事業者へ委託するものとする。受託者は実行委員会に参画し、業務内容の確認や調整を行う。受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

5 業務の内容

(1) ゼロカーボンミーティングの運営・管理

ア 本事業の目的を達成するために必要な、総合的な企画設計、実施計画及び実施運営マニュアル作成業務を行うこと。内容について委託者へ報告し必要と思われる事項について協議すること。

イ 準備から開催までのスケジュール調整、当日の進行管理を行うこと。

ウ 委託者及び関係者との連絡調整等の窓口となる担当者を置くこと。

(2) ゼロカーボンミーティングの会場設営・進行

ア 事前に会場のレイアウト作成、参加者や登壇者の配席図の作成を行うこと。

イ 来場者を円滑に会場誘導し着席できるよう案内板やサインを作成すること。

ウ 会場の音響、照明機材は、エス・バードの備品を基本的に使用すること。なお、他に必要な備品等については、メッセ受託者と協議して必要なものは準備し、設営及び撤収をすること。会場の設備状況を事前に確認し、設営等を行うこと。

エ ゼロカーボンミーティングのタイトル看板、基調講演の演目等及び登壇者の名前を書いた紙を作成する等、必要な設営を行うこと。

オ ゼロカーボンミーティング全体のプログラムを作成し、配布すること。そのほか必要な資料を参加人数分（予備含む。）作成し配布すること。

カ 開催日当日の運営計画（進行シナリオを含む）について事前に委託者へ報告すること。

キ ゼロカーボンミーティングの司会進行をすること。なお、開始告知や配席誘導等スムーズな進行及び出演者の紹介等のステージ上のすべての進行を含むものとする。

ク 講師や登壇者のパソコン操作等、講演、登壇者の必要な補助を行うこと。

ケ 手話通訳者を準備すること。

(3) ゼロカーボンミーティングの構成

基調講演とパネルディスカッションの2部構成とし、パネルディスカッションについては、テーマを設定すること。

ア 基調講演

持続可能な脱炭素社会の実現に向け、グリーン水素の活用を主なテーマとし、飯田市が信州大学とともに取り組むグリーン水素によるエネルギーの地産地消モデルの構築や、水素を活用した産業振興について学べる基調講演とする。

イ パネルディスカッション

グリーン水素の活用をテーマとした基調講演を踏まえて、幅広い世代間や産学官等で長野県ゼロカーボン戦略の重点施策である6つの柱（1. 交通、2. 建物、3. 産業、4. 再エネ、5. 吸収・適応、6. 学び・行動）に関連したパネリストの構成とすること。

グリーン水素の活用やゼロカーボン社会の実現に詳しいコーディネーターを選定し、パネルディスカッションの進行を行うこと。

住民、地域、事業者、学生が、水素社会やゼロカーボン実現を意識した新たな行動とは何かを考える際に参考となるように、以下の点等について、今後具体的にどのような行動を実践できるか議論する。

- ・地域の強みや特長となるゼロカーボンへの取組、また課題は何か、各分野での取組事例を参考に意見交換する。
- ・住民、事業者、学生が日常生活においてできる取組を起点に意見交換する。

- 例 建物（省エネ・創エネ）、交通（EV・自転車利用）、学び・行動（エシカル消費）等
- ・登壇者間で今後つながりをもって取り組む可能性について意見交換する。
- ・地域で連携してできる取組の可能性について意見交換する。

(4) 基調講演講師、パネルディスカッション出席者の選定

ア 基調講演、パネルディスカッションとも、ゼロカーボンミーティング開催の目的を達成し得る、かつ、集客につながる講師、事例紹介者及びコーディネーターを選定する。

日程等の調整から開催当日の控室対応（湯茶及び昼食を含む。）や誘導・補助、謝礼等の支払いまで、ゼロカーボンミーティングが円滑に運営されるよう講師や登壇者にかかる一切の業務を行うこと。

イ 基調講演の講師、パネルディスカッション参加者の選定及び調整については、委託者と事前に協議を行うこと。

(5) 広報・集客

ア 目標参加者数は、昨年参加者（会場 72 人）以上とし、効果的な広報・周知を十分に行うこと。当日座席数は定員 100 人とする。

イ 県全域を視野にテレビ、ラジオ、インターネットを含む様々な媒体を活用し、ゼロカーボンミーティングの趣旨・目的を踏まえ広報を行うこと。広報媒体については事前に確認をとること。

ウ 集客にあたって若い世代の参加者が増えるよう、高校や高等教育機関等にも周知すること。

エ 広報・集客方法については、メッセ受託者と連携・協力し、メッセ全体の広報・集客と合わせて効果的・効率的に実施すること。なお、広報・周知方法については、委託者の承認を事前に受けること。

(6) アンケート調査の実施（調査票の作成・配布・回収、調査結果の集計・分析・報告）

メッセ出展者とゼロカーボンミーティング参加者の結びつけやゼロカーボン実現に向けて行動する意向を示した人数を主な指標に、本ゼロカーボンミーティングの実施効果、事業目的の達成度を測る。

受託者は、参加者の属性（居住地、年代等）やゼロカーボンミーティング前後の意識変化の把握、今後のイベント開催の参考になる事項についてアンケート調査票を提案・作成し、配布、回収、集計、分析するものとする。調査項目については委託者に報告・協議の上決定すること。

ア アンケート実施に係る調査票の調査項目の作成、配布、回収、集計、分析、報告書の作成等の業務を担う。

イ アンケート調査票、調査方法は、事前に委託者に報告し協議の上決定すること。

ウ アンケート回収率は 8 割以上を目指すこと。

エ アンケート結果については報告書とともに委託者へ報告をすること。

(7) 委託者との協議及び報告に関する事項

- ア 受託者は、実施に向けて、委託者と定期的に打ち合わせの場を持ち報告・協議をしながら進めること。その際、連絡調整の窓口となる担当者を配置すること。
- イ 本仕様書に記載されていない事項については、受託者は委託者と協議すること。
- ウ 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、委託者と協議しなければならない。
- エ 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

6 業務に要する経費の限度額

1, 000, 000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

7 成果品

(1) 業務完了報告書

- ア 本事業の成果品はアンケート分析結果を含む業務完了報告書とし、その提出期限は委託業務完了後 14 日以内とする。
- イ 業務完了報告書には、実施した講演やゼロカーボンミーティングの内容、講師のプロフィール等について記載した書類に、参加者配布資料、参加者数、写真、議事録、アンケートの内容とその分析結果を必ず含めること。
- ウ 業務完了報告書の構成・内容については事前に委託者に提案、相談の上、決定すること。
- エ その他、委託者が必要と認める書類。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、受託者は委託者へ事前に企画内容や実施方法について確認・報告の上進めるものとする。
- (2) 天災地変等その他やむを得ない事由により、本ゼロカーボンミーティングの開催方法に疑義が生じた場合、オンラインを活用した形での開催とする等、委託者と実行委員会及び受託者との協議の上決定し、契約内容を変更することができるものとする。ただしその場合であっても上記 6 で示す業務に要する経費の限度額内とすること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。
- (4) 受託者は業務を履行するにあたり第三者に損害を与えた時はその賠償責任を負う。